

市町村を対象とした中山間地域活性化のための土地利用区分

石田憲治・脇山恭行・辻 雅男 (九州農業試験場)

Kenji ISHIDA, Yasuyuki WAKIYAMA and Masao TSUJI: Zoning Method for Encouraging Municipality in its Strategic Agriculture of Semi-mountainous Areas

1. はじめに

中山間地域における市町村の農業振興並びに活性化対策を効率的に展開するためには、地域の自然立地環境や社会・経済条件を踏まえた土地利用区分手法の開発が必要である。この研究では、熊本県Y町を事例として、地域の土地利用条件を多角的・具体的に検討することにより、農業生産にかかわる主要な要因に基づいて簡便に土地利用区分するための手法の開発をねらいとした。

2. 土地利用区分の目的と区分単位

ここでいう土地利用区分の目的は、中山間地域において農業を戦略的に展開する場合の立地特性を、農業生産の側面から評価することにより、土地利用の好ましい将来方向を農業集落を単位として類型化することである。

土地利用区分の単位を農業集落としたのは、農業集落が、①住民の合意形成をはかる伝統的基盤としての機能を有していること、②公共的な空間を計画する場合の最小単位であること、③地域で農業を運営する際の現実的な単位として有効であること、④土地利用区分手法を確立するためのデータ収集が可能であること、等による。

3. 土地利用区分のための要因と評価基準

空間の構造、資源の利用可能性、農業生産に関わる様々な構成要素は、いずれも土地利用区分に関連する要因である。また、農業生産を持続的に保障する自然生態的環境、農業生産の担い手の定住環境としての農村生活環境も、中山間地域における戦略的な農業生産のための土地利用区分に関与していると考えられる。

そこで、想定される多種多様な要因を、気候、地形、土壌など自然的条件に関わるもの、地域社会の構造や組織、経営体の労働力や担い手など社会・経済的条件に関するもの、に大別した。そして、事例地域での検証を通じて、区分指標となる要因を選定した。さらに、環境保全や広域的な地域の特性を盛り込むように配慮し、具体的には、第1図のフローチャートに示す土地利用区分の手順を整理した。この手順に従うことにより、中山間地域を、①積極的に農業生産を展開する地区、②自然環境や国土保全の観点から農業を継続する地区、③近隣都市との交流を重視した地域活性化を進める地区、に区分することができる。

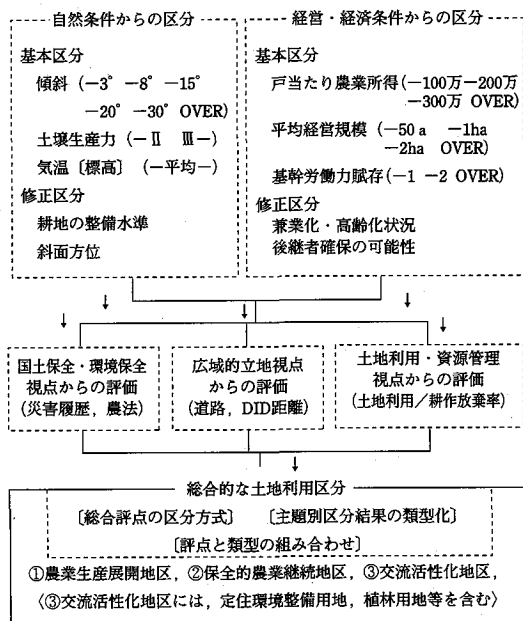
土地利用区分のための各要因の評価基準は、圃場における機械導入の可能性や作業性、作物栽培条件等から既往の専門的知見に基づいて定めることとしたが、経営規模や所得水準の多様性を考慮して、弾力的に設定する余地を残している。また、第1図のフローが、それぞれ基

本区分と修正区分とからなる自然条件と経営・経済条件からの区分を総合した後、a. 国土保全・環境保全、b. 広域的立地、c. 土地利用・資源管理、に代表される地域条件からの区分を考慮して総合的な土地利用区分とする手順になっているのも、汎用的な手法の中で地域特性を反映させるための方策である。

4. 土地利用区分手法の汎用化の課題と展望

事例地域における検証を経て、中山間地域の市町村に適用できる土地利用区分手法の枠組みが得られた。しかし、汎用的な手法として他地域に適用する際には、一層の簡便化が求められる。この点についても検討した。例えば、気温のデータは、事例地域の観測結果と標高値の関係の解析により、地形図の標高値で実用上代替可能であることが明らかになった。

これらの結果、農業センサスや地形図・土壌図など既存の資料を活用することにより、第1図の土地利用区分のための一連の作業を簡単に行うことができる見通しが得られた。また、土地利用区分する際の単位の大きさや要因の内容を詳細にすることにより、区分の種類や数をさらに詳しくすることが可能である。



第1図 中山間地域における土地利用区分のためのフローチャート
注) 基本区分における評価基準の数値は暫定的な数値である